

立川市第4次図書館基本計画の策定方針について

1 策定目的

図書館法第7条の2の規定に基づき、本市の図書館事業の実施等に関する基本的な運営方針並びにそれを実現するための基本事業及び取組事項を示す計画として策定する。

図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第172号）

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

2 計画期間

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間

3 検討体制

立川市第4次図書館基本計画を策定するため、策定委員会を設置するとともに、図書館協議会からの意見を反映させる。

(1) 第4次図書館基本計画策定委員会

委員長	教育部長
副委員長	図書館長
委員	学務課長
委員	指導課長
委員	統括指導主事

(2) 図書館協議会委員 委員構成

区分	人数
学識経験者	3人
学校教育関係者	3人
社会教育関係者	4人
公募市民	2人
計	12人

上記のほか、庁内に「第4次図書館基本計画策定委員会作業部会」を設置する。

(構成) 図書館長(部会長)、管理係長、図書館サービス係長、児童青少年サービス係長、調査資料係長

4 策定スケジュール(予定)(裏面参照)

- ・令和5年7月 図書館協議会より前計画(立川市第3次図書館基本計画)の中間総括にかかる第三者評価に関する報告書を図書館へ提出
- ・令和6年1月～ 教育委員会において策定方針の協議
- ・令和6年1月～ 現計画(立川市第3次図書館基本計画)の進捗状況調査
- ・令和6年4月～ 立川市第4次図書館基本計画策定委員会作業部会(庁内)にて検討(5回程度開催)
- ・令和6年4月～ 図書館協議会(外部)にて検討(4回程度開催)
- ・令和6年7月～ 立川市第4次図書館基本計画策定委員会(庁内)にて検討(4回程度開催)
- ・令和6年12月 12月議会文教委員会に骨子案報告
- ・令和7年3月 3月議会文教委員会に素案報告
- ・令和7年4月～ パブリックコメント
- ・令和7年6月 6月議会文教委員会に原案報告
教育委員会において計画決定(議案の議決)

※教育委員会定例会にて、随時、協議・報告を行う。

立川市第4次図書館基本計画・第5次子ども読書活動推進計画 策定スケジュール（予定）

		令和5年度				令和6年度						令和7年度								
		7月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月						
議会	議会報告 (文教委員会)					状況に応じて報告						● 骨 子 案			● 素 案			● 原 案		
市民参加等	市民意見公募 (パブリックコメント)																			
教育委員会	定例会			● 策 定 方 針		状況に応じて協議・報告						● 骨 子 案		● 素 案			● 原 案	● 評 議 決 議 案		
外部	図書館協議会	第3次図書館基本計画・ 第4次子ども読書活動推進計画 中間総括にかかる第三者評価に 関する報告書を図書館へ提出				●		●			●		●							
庁内 (図書館計画)	立川市第4次図書館基本計画策定委員会							●		●		●		●						
	立川市第4次図書館基本計画策定委員会作業部会			第3次 計画 進捗調査		●	●		●		●		●							
庁内 (子ども計画)	立川市第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会							●		●		●		●						
	立川市第5次子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会			第4次 計画 進捗調査		●	●		●		●		●							

※ 子どもの読書にかかる具体的取組については、「立川市第5次子ども読書活動推進計画」において一元的に管理し、当計画を包括する形で「立川市第4次図書館基本計画」が全体を管理することとしています。